

## 船舶事故調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年12月29日 12時00分ごろ
発生場所	沖縄県北谷町 <sup>ちやたん</sup> 浜川漁港南西方沖 宜野湾 <sup>きのわん</sup> 港北防波堤灯台から真方位327° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯26° 18.1′ 東経127° 42.5′）
事故の概要	プレジャーボートフラワームーンは、南東進中、また、漁船 <sup>アカジン</sup> AKAJIN IIは、南進中、両船が衝突した。 フラワームーンは、船首部外板に擦過傷を生じ、AKAJIN IIは、右舷船首部ハンドレールの曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和4年1月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート フラワームーン、4.2トン 296-26744 沖縄、個人所有 9.05m (Lr) × 2.69m × 1.33m、FRP ディーゼル機関、243.00kW、平成29年11月 B 漁船 AKAJIN II、2.4トン ON3-100526（漁船登録番号）、個人所有 7.07m (Lr) × 2.36m × 1.20m、FRP ディーゼル機関、69.90kW、令和元年6月 第296-27186号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 57歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年5月24日 免許証交付日 平成28年6月7日 （令和4年5月23日まで有効） B 船長B 61歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年5月18日 免許証交付日 令和2年4月17日 （令和7年4月16日まで有効）
死傷者等	A なし

	B なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部ハンドレールに曲損、右舷船首ブルワークに亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.7m、潮汐 高潮時 北谷町には、令和3年12月29日10時09分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人（以下「同乗者A<sub>1</sub>、同乗者A<sub>2</sub>」という。）を乗せ、釣りをを行う目的で、令和3年12月29日08時00分ごろ沖縄県宜野湾市のマリーナを出港した。</p> <p>船長Aは、マリーナ北西方沖の釣り場で2時間程度釣りを行った後、釣り場を約500m西方に移動して2回目の釣りを行ったが、釣果があがらなかったため、釣りを止めて同マリーナへ帰港することとした。</p> <p>船長Aは、年末年始の休暇中にもう一度釣りに行こうと思い、次回の釣り場を下見しながら帰航することとし、浜川漁港南西方沖に所在する<sup>おおやまながびし</sup>大山長瀬と称する浅瀬付近に向けて、11時50分ごろ2回目の釣り場を出発した。</p> <p>船長Aは、操縦室右舷側の操縦席に座り、浅瀬の状況を確認しようとGPSプロッターの画面を見ることに意識を向け、約20ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により南東進中、12時00分ごろ船体に流木が当たったような衝撃を感じ、主機を後進にかけて船体を移動したところ、A船とB船とが衝突したことが分かった。</p> <p>B船は、09時30分ごろ水揚げを終えた後、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、年末に家族で食べるための魚を釣る目的で、11時00分ごろ浜川漁港を出港した。</p> <p>B船は、浜川漁港西方沖の釣り場に到着してポイントを周回したが、魚群探知機の魚の反応がよくなかったため釣り場を移動することとし、釣り場を探しながら徐々に南進していき、11時50分ごろ大山長瀬西方の釣り場に到着した。</p> <p>船長Bは、操縦室右舷側の操縦席に座り、魚の反応を確認しようとGPSプロッターと魚群探知機の画面を見ながら、約5knの速力でポイントをゆっくりと周回した後、手動操舵により南進したが、魚の反応がよくなかったため次の釣り場に移動しようと顔を上げたところ、右舷船首方約5～10mに向かってくるA船を認め、左舵を取ってスロットルレバーを下げたものの、B船の右舷船首部とA船の船首部とが衝突してA船がB船に乗り上がったのを見た。</p> <p>船長A及び船長Bは、衝突後、負傷者がいないことや船体の損傷状</p>

	<p>況を確認し、船長Bが同乗者Bに118番通報するよう伝え、同乗者Bが12時10分ごろ本事故の発生を118番通報した。</p> <p>A船は、自力で航行してマリーナに、B船は、自力で航行して浜川漁港にそれぞれ帰港した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、プレジャーボートを操船するようになってから約15年が経過し、A船で釣りに出かけるのは最近では2か月に1回程度であった。</p> <p>船長Aは、釣りを終えて帰航を開始する際、周囲に他船を認めず、また、ふだん、大山長瀬付近では錨泊船を見掛けることがあるが、本事故当日は錨泊船を見掛けなかったため、航行に支障なく安全と思い、GPSプロッターの画面を見ていた。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>は、本事故当時、操縦室左舷側後部の座席に横向きで座って携帯電話を操作し、また、同乗者A<sub>2</sub>は、操縦室前方のスペースで横になっており、共にB船には気付いていなかった。</p> <p>船長Bは、大山長瀬西方の釣り場に到着した際、周囲を確認したが、他船を見掛けなかったため、その後は魚を探すことに意識を向けていた。</p> <p>同乗者Bは、本事故当時、操縦室前方のスペースで休んでおり、A船には気付いていなかった。</p> <p>本事故当時、A船は同乗者A<sub>2</sub>を除く全員が、また、B船は全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、浜川漁港南西方沖を約20knの速力で南東進中、船長Aが、周囲に他船を見掛けず、浅瀬の状況を確認しようとGPSプロッターの画面を見ることに意識を向けながら航行を続けたことから、B船の存在に気付かず、船首部とB船の右舷船首部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣りを終えて帰航を開始する際、周囲に他船を認めず、また、ふだん、大山長瀬付近では錨泊船を見掛けることがあるが、本事故当日は錨泊船を見掛けなかったことから、GPSプロッターの画面に意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、浜川漁港南西方沖を約5knの速力で南進中、船長Bが、魚の反応を確認しようとGPSプロッターと魚群探知機の画面を見ることに意識を向けながら航行を続けたことから、接近してくるA船に気付かずにいたが、右舷船首方至近に向かってくるA船を認めた際、</p>

	左舵を取ってスロットルレバーを下げたものの、右舷船首部とA船の船首部とが衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、浜川漁港南西方沖において、A船が南東進中、B船が南進中、船長Aが、周囲に他船を見掛けず、浅瀬の状況を確認しようとGPSプロッターの画面を見ることに意識を向けながら航行を続けたため、B船の存在に気付かず、また、船長Bが、魚の反応を確認しようとGPSプロッターと魚群探知機の画面を見ることに意識を向けながら航行を続けたため、右舷船首方至近に向かってくるまでA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、周囲に他船はいないと思わず、GPSプロッター等の航海計器の画面だけに意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

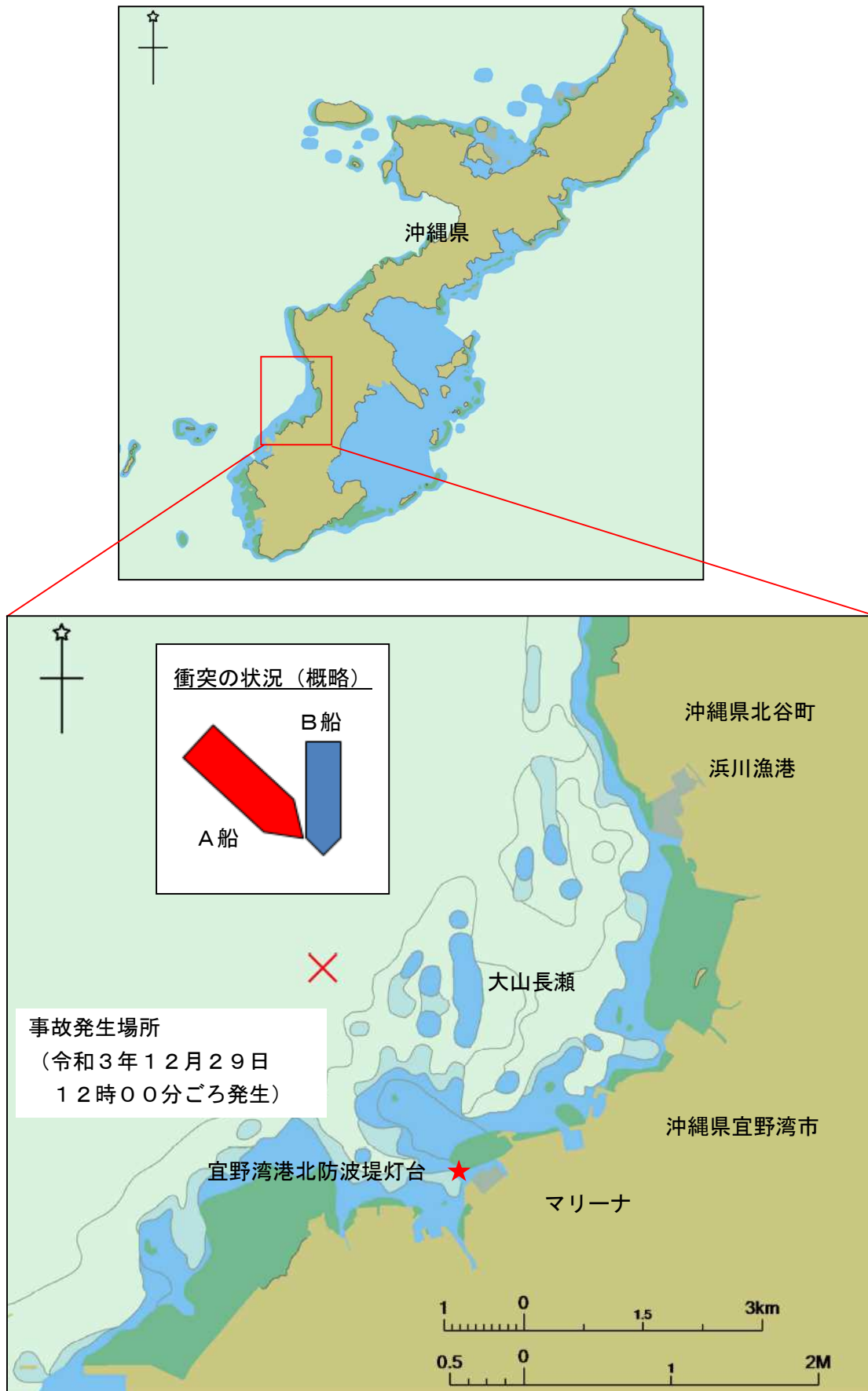


写真1 A船



写真2 B船

